

第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係

〔外国子会社合算税制の改正の概要〕

令和元年度の税制改正により、外国子会社合算税制について、以下の見直しが行われた。

1 特定外国関係会社の範囲の見直し

次の(1)から(3)までの一定の持株会社等を特定外国関係会社となるペーパー・カンパニーの範囲から除外することとされた。

(1) 持株会社である一定の外国関係会社

外国子会社又は特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする等の一定の外国関係会社

(2) 不動産保有に係る一定の外国関係会社

不動産会社である管理支配会社の事業に必要な不動産の保有又は管理支配会社が自ら使用する不動産の保有を主たる事業とする等の一定の外国関係会社

(3) 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

石油等の天然資源の探鉱等又は社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている等の一定の外国関係会社

2 連結納税制度等を適用している場合の適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除等の計算方法の見直し

適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除等の計算方法について、本店所在地国等の法令の規定のうち企業集団等所得課税規定（連結納税規定及びパススルー課税規定）を適用しないものとして計算される金額を用いて計算することとされた。

3 その他

上記の見直しのほか、所要の措置が講じられた。